

## 高崎市・安中市消防組合公告第1号

高機能消防指令システム更新整備工事について、下記のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び高崎市・安中市消防組合財務規則（昭和46年高広振組規則第2号）第4条において例によることとされている高崎市契約規則（昭和39年高崎市規則第16号）第4条の規定に基づき公告する。

令和6年4月8日

高崎市・安中市消防組合  
管理者 富岡賢治

### 記

#### 1 対象工事

- |          |   |
|----------|---|
| (1) 工事名  | 高機能消防指令システム更新整備工事   |
| (2) 工事場所 | 高崎市八千代町一丁目13番10号ほか  |
| (3) 工事概要 | ①消防指令システム機器等製造及び据付工事<br>②屋内及び屋外配線工事<br>③既設通信指令室設備等改修工事<br>④消防指令システム移行調整作業<br>⑤データベース構築作業<br>⑥消防救急デジタル無線（既設）設備との接続調整作業 |
| (4) 工期   | 高崎市・安中市消防組合議会議決の日以降から令和8年3月18日まで  |
| (5) その他  | ①本工事は、工事価格、施工能力及び技術提案を総合的に評価して落札者を決定する技術提案型総合評価方式の適用工事である。<br>②建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に規定する対象建設工事である。     |

#### 2 入札参加形態

特定建設工事共同企業体による参加。なお、共同企業体の名称は、「企業名・企業名高機能消防指令システム更新整備工事特定建設工事共同企業体」又は「企業名・企業名・企業名高機能消防指令システム更新整備工事特定建設工事共同企業体」とする。

#### 3 入札参加資格要件

この公告の工事の一般競争入札に参加できる者は、高崎市の令和6・7年度の有資格業者名簿に登載されている者（会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、資格の再認定を受けている者。また、特定建設工事共同企業体の場合は、新たに登録されるものを含む。）のうち、次に掲げる条件を全て満たし、かつ、この公告の工事に係る入札参加資格の認定を受けている者とする。

(1) 共同企業体の結成要件

この工事における共同企業体の結成要件は、次のとおりとする。

- ① 構成員数は3者までとし、共同企業体の代表者（以下「代表者」という。）1者と代表者以外の構成員2者までの組み合わせとする。
- ② 共同企業体の結成は自由意志による自主結成方式とする。ただし、共同企業体の構成員は、同時に他の共同企業体の構成員になることはできない。
- ③ 共同企業体の構成員の出資比率は構成員が2者の場合は30パーセント以上、3者の場合は20パーセント以上とする。
- ④ 代表者の出資比率は、構成員中最大とする。

(2) 共同企業体の構成員の参加資格要件

共同企業体の構成員は、次に掲げる共通事項及び構成員の区分に応じ、当該区分に掲げる要件を全て満たす者とする。

① 共通事項

- ア) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく市の入札制限を受けていないこと。
- イ) 高崎市競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成16年高崎市告示第288号）の規定に基づき、指名停止期間中でないこと。
- ウ) 高崎市の令和6・7年度建設工事入札参加資格の認定を受けている者で、有資格業者名簿の電気通信工事に登録されていること。
- エ) 当該工種において、建設業法第27条の23の規定により、直前の決算に基づく経営事項審査を受け、当該経営事項審査に係る総合評定値通知書が有効期限内であること。
- オ) 高崎市暴力団排除条例（平成24年高崎市条例第72号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等でないこと。
- カ) 対象工事に係る設計業務等の受託者又は、当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。
- キ) 本入札に参加する者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。
- ク) 会社更生法又は民事再生法に基づき手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後、資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

② 代表者

- ア) 群馬県内に建設業法第3条の規定に基づき設置された本店又は営業所があること。ただし、営業所については、請負契約の見積り、入札、契約締結等請負契約の締結に係る権限を本社から委任されている場合に限る。
- イ) 建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく電気通信工事について、特定建設業の許可を受けている者であること。
- ウ) 電気通信工事に係る監理技術者（監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の交付を受けており、申請日前3ヶ月以上継続して雇用している者）に限る。（以下「配置予定技術者」という。）を専任で配置できること。
- エ) 高機能消防指令システムの主要装置（指令台、指令制御装置、署所端末装置等）は自らが製造するものであること。
- オ) 複数の消防本部が共同で運用するⅢ型規模の高機能消防指令センター（総務省消防庁が

消防防災施設整備費補助金交付要綱で定めるもの) のシステム構築業務を元請として履行完了した実績を有していること。

カ) 令和5年度までに光IP119受理回線指令台の構築実績を有していること。

### ③ 構成員

ア) 高崎市内に本店があること。

イ) 本公告日において、高崎市の令和6・7年度有資格業者名簿(市内業者)の電気通信工事に登載されていること。

ウ) 建設業法(昭和24年法律第100号)に基づく電気通信工事について、特定建設業又は一般建設業の許可を受けている者であること。

エ) 本件工事を施工し得る国家資格等を有する主任技術者(申請日前3ヶ月以上継続して雇用している者に限る。(以下「専門技術者」という。))を専任で配置できること。(実務経験により主任技術者となる場合にあっては、入札参加資格申請時に求めた実務経験証明書を作成すること。)

## 4 申請書等の配布、提出期間、場所及び方法

配布	期間	令和6年4月8日(月)午前9時から 令和6年4月19日(金)午後5時まで
	方法	インターネットを利用し、高崎市役所ホームページから申請書等のファイルをダウンロードすること。
提出	期間	令和6年4月18日(木)から令和6年4月19日(金)まで 午前9時から午後4時まで (ただし、正午から午後1時までを除く、最終日は正午まで)
	場所	高崎市八千代町一丁目13番10号 たかさき消防共同指令センター 電話 027-384-8777(ダイヤルイン)
	方法	申請書等は、持参するものとし、郵送又は電送によるものは認めない。

## 5 入札参加資格の確認結果等

(1) 入札参加資格の確認は、前項の申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果については、通知するものとする。

入札参加資格があると認められた者には、技術評価点に関する資料に記載する整理記号を併せて通知する。

(2) 入札参加資格がないと認められた者は、通知をした日の翌日から起算して5日(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)以内に、書面により、管理者に対して入札参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。

(3) 管理者は、入札参加資格がないと認めた理由について説明を求められたときは、(2)の期限の日の翌日から起算して5日(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)以内に、書面により回答する。

(4) (2)の書面の提出先は4の提出場所と同じ。

6 現場説明会  
行わない。

7 設計図書等の縦覧、入札執行日時及び場所

設計図書等の縦覧	日時	令和6年4月25日(木)午前9時より
	場所	ぐんま電子入札共同システム内
入札執行	方法	高崎市電子入札運用基準に基づき、ぐんま電子入札共同システムによる電子入札
	入札期間	令和6年5月29日(水)午前9時から 令和6年6月3日(月)午後1時まで
	開札日時	令和6年6月4日(火)午前9時より
	場所	ぐんま電子入札共同システム内

8 工事費内訳明細書

- (1) 入札執行に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳明細書の提出を求める。
- (2) 工事費内訳明細書は、設計書と同項目とし、記載内容は少なくとも数量、単価及び金額等を明らかにしたものであること。
- (3) 工事費内訳明細書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。
- (4) 工事費内訳明細書は、返却しない。

9 入札保証金  
免除する。

10 契約保証金

- (1) 納付すること。ただし、高崎市契約規則に定めるところにより、利付国債若しくは地方債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって、契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証に付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。
- (2) (1) に掲げた契約保証金の額、保証金額または保険金額は、請負金額の10分の1以上とする。

11 落札者の決定方法

総合評価落札方式による入札における落札者決定の方法は、次に定めるところによる。

- (1) 評価値が最も高く、予定価格の範囲内で入札した入札参加者を落札者とする。なお、落札者となるべき最も高い評価値を取得した入札参加者が複数あるときは、ぐんま電子入札共同システムによる電子くじを実施して落札者を決定する。ただし、評価値の最も高い入札参加者が低入札価格調査制度に該当する場合は、(2)による。

- (2) この入札は、高崎市低価格入札に係る落札者の決定等に関する要領により、低入札価格調査制度の適用対象であり、失格基準価格以上低入札調査基準価格未満の入札が行われた場合には、当該入札参加者により契約内容に適合した履行の確保が図れるか否かを調査した後に落札者を決定する。なお、当該入札参加者は、入札後の調査に協力しなければならない。
- (3) (2) における調査の結果、対象者が失格となった場合は、次順位者を調査対象者（調査対象とならない場合は落札者）とする。
- (4) (2) における調査の結果、失格とならなかった者が落札者となった場合は、工事の適正な施工を確保するため、当該工事の建設業法に基づく配置予定技術者と同等の資格を持つ技術者を、1名増員して専任で配置するものとする。
- (5) 落札者を決定したときは、落札通知書により通知するものとする。また、総合評価に関する審査結果を閲覧により公表する。
- (6) 総合評価に関する審査結果を除き、入札者から提出された資料等は、公表しないものとする。

## 1 2 その他

- (1) この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、申請書等に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (2) 提出する申請書等の作成に係る費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出された申請書等は、提出者に無断で他の目的に使用しない。
- (4) 提出された申請書等は、返却しない。
- (5) 提出された申請書等に虚偽の記載をした場合は、高崎市競争入札参加資格者指名停止措置要綱に基づき指名停止措置を行う。
- (6) 落札者が、配置予定技術者等の資格・経験に記載した配置予定技術者を、当該工事の現場に配置しない場合は、契約の締結を行わないとともに(5)による指名停止措置を行うことがある。
- (7) 本工事は、高崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年高崎市条例第21号）第2条に該当する。よって落札者とは仮契約を締結し、消防組合議会の議決後に本契約を締結するものとする。
- (8) 入札は、ぐんま電子入札共同システムによる電子入札にて執行するため、共同企業体による参加の場合における入札参加者の手続きにおいては、共同企業体の代表者がこれを行うものとする。また、電子入札システムより発行される通知は、共同企業体代表者名を共同企業体名と読替えるものとする。
- (9) その他詳細は、入札説明書による。